建退共制度に係る被共済者就労状況報告書に関するQ＆A

建退共秋田県支部

前提：本様式は、共済証紙受払簿に記載された内容との照合及び下請からの共済証紙交付依頼に対して適正な枚数の証紙を交付しているかを確認するためにご提出いただくこととしております。

Q1	公共工事のものでよいでしょうか。
A1	**基本的には公共工事となります。** **ただし、民間工事において、共済証紙代金を元請が負担し、下請に対し証紙を現物交付している場合で、かつ、「決算期間内において最も請負金額の大きい工事」であれば、当該民間工事についてご提出ください。**

Q2	「決算期間内において最も請負金額の大きい工事のもの」とありますが、月毎に提出されるものの中で一番大きな金額のもの1枚でよいでしょうか、それともその工事期間中のもの全て必要でしょうか。
A2	**決算期間内に共済証紙受払簿の払出（下請へ交付）に記載されたもの全てとなります。**

Q3	決算日をまたいでいる工事（まだ終わっていない工事）のものでよいですか？ それとも終了した工事の中での一番大きな金額のものですか？
A3	**決算日をまたいでいる未完了の工事で問題ありません。** **下請への現物交付のうち、決算期間内に終了している払出分のみで結構です。**

Q4	決算期間内は一次下請として工事を行っており、元請工事をしていませんでした。 元請から交付された共済証紙を二次下請に交付していましたが、本報告書の提出は必要でしょうか。
A4	**提出の必要はありません。** **本報告書については元請として工事に携わった事業者のみが提出することとなります。**

Q5	最も金額の大きい工事について、下請が他退職金制度や自社退職金制度を活用しており、共済証紙の現物交付対象となりませんでした。 この場合、次点で金額の大きい工事分を提出しても良いですか？
A5	**下請に共済証紙を交付した工事が提出対象となります。** **決算期間中に、下請に共済証紙を現物交付した中で最も請負金額の大きい工事の報告書を提出してください。**

Q6	「決算期間内において最も請負金額の大きい工事」がJVの工事だった場合は、JV工事のものを提出してもよろしいでしょうか？
A6	**JVですと複数企業により出資割合に応じて共済証紙を購入していただいているかと思います。** **自社の決算期間中に一番大きい工事がJV工事であれば、その工事のものをご提出ください。** **※自社で負担（購入）していない共済証紙金額（代表企業が一括購入し、構成企業に提供するケース）については、購入要件を満たしていないため提出対象外となります。**